

2. 信頼される組織にする

団体の種類

仲間が集まってつくる普通の団体は、一般に「任意団体」と呼ばれ、団体としての人格「法人格」がありません。活動を始めるにあたっては、任意団体でもいっそうにかまわないのですが、続けるうちにそれでは不便なことがでてきます。会に人格がないということは、契約行為や所有権登記はもちろん、預貯金の口座を開くことまで、代表者個人が名義人となって行うことになるので、長く活動していると、会の継続性に問題が生じかねません。どうしても法人化する必要がでてくる場合があるのです。

続けるために

ナショナル・トラスト団体にとって法人化の最大の利点は、「団体が契約や所有の主体になれる」ことです。途中で活動する人が入れ替わっても、その団体が解散しない限り永続的に土地や建物を所有し、保全することができます。

しかし、当然ながら、団体としての責任や義務も生じるので、任意団体でいたときよりも運営に手間がかかることになるでしょう。法人になるとどのような業務が新たに発生するのか、適切に運営していけるか、といったことを、よく検討しましょう。

トラスト活動を行うための法人格には、**一般財団法人**、**一般社団法人**、**NPO法人（特定非営利活動法人）**などがあります。一般社団法人、一般財団法人は登記のみで設立することが可能ですが、設立時と運営時の事務手続きが容易な反面、設立費用や運営資金などが必要です。公益法人制度改革が行われた結果、平成20年12月1日より、財団法人や社団法人は一般と公益の二階建て方式になりました。

一方、NPO法人は、設立時の資金が不要で、設立申請後3か月以内に認証・不認証が決定されるため、比較的取得しやすい法人格です。設立後は、法令等に違反している疑いのない限り、立ち入り検査等の監督を受けることがなく、一定の要件を満たしていれば、法人税などの免除といった税制上の優遇措置が受けられます。

法人格の比較

法人の名称	一般社団法人 一般財団法人	公益社団法人 公益財団法人	NPO法人	認定NPO法人
根拠法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律など		特定非営利活動促進法	
設立方法	登記	一般社団・財団法人のうち、第三者委員会による公益性の審査を経て行政庁（内閣府又は都道府県）から公益認定	所轄庁（都道府県・政令指定都市）による申請書類縦覧、審査を経て認証後、登記	NPO法人のうち、一定の要件を満たす法人で所轄庁（都道府県または政令指定都市）から認定
設立時の資金	不要または設立者が300万円以上の財産を抛出	不要	不要	
法人税の免除	収益事業課税免除	なし（ただし、非営利型法人で法人税法上の収益事業を行っていない場合は免除）	あり（法人税法上の収益事業を行っていない場合など）	あり（法人税法上の収益事業を行っていない場合）
	みなし寄付金制度※24頁	なし	あり	あり
監督	なし	公益認定基準の遵守について報告徴収・立入検査等の行政庁の監督を受ける	法令等に違反したと認められる相場の疑いのあるときのみ、報告、立入検査を求められる	
情報公開	なし	事業年度ごとに次年度の事業計画書等や、前年度の事業報告書等を行政庁に提出。閲覧請求があれば閲覧に供する	毎事業年度に1回、前年度の事業報告書、活動計算書等6種類の書類を所轄庁に提出。閲覧請求があれば閲覧に供する	

NPO法人設立や税制に関する詳しい情報を得るには、下記ホームページが参考になります。

- 特定非営利活動法人 シーズ・市民活動を支える制度をつくる会
- 特定非営利活動法人 日本NPOセンター
- 国税庁 NPO法人の法人税法上の取扱い
- 内閣府 NPOホームページ